



優れた人材の再就労を支援する

## 「JMAF 財団特定人材就労推奨補助金」のご案内

JMAF 財団指定研修を受講した特定求職人材を対象とします

JMAF 財団は、再就労を希望する優れた人材等を採用する際に、その費用の一部を補助する「特定人材就労推奨補助金」制度を創出し、企業の人財確保及び職場定着への取組を支援しています。

【特定人材就労推奨補助金】制度は、特定人材を採用する際の経費の一部を補助する「特定人材採用経費補助金」と職場定着を図るための研修等を受講した際の研修費用・指導料の一部を補助する「特定人材職場定着指導費補助金」を創設しています。



優れた人材の確保には、・・・

多額の費用を要し、優れた人材採用のための費用の軽減を図れなければ企業の新事業への取組は助長されません！JMAF 財団は、認定監理団体「中建連」と連携し、特定人材を採用する企業を支援するため、特定人材就労推奨補助金制度を創出しております。財団制度は面倒な申請手続きがなく、簡単な申請申請をするだけでどなたでも活用できるよう整備されておりますので、お気軽にご相談ください。

### 特定人材就労推奨補助金

#### 1 特定人材採用経費補助金



斡旋就労費、雇用方式改革費の一部を補助します。

#### 2 特定人材職場定着指導費補助金



採用後の職場定着のための人材育成研修、指導料等の一部を補助します

「特定人材就労  
推奨補助金制度」  
活用メリット

1 煩わしい事前申請  
手続、支給申請手続  
は、認定監理団体が  
代行します。

2 企業形態・業種に  
関わらず、どなたでも  
利用できます。

3 優秀採用人材の職場定着  
を図るため、認定監理団体へ  
指定研修の開講を義務化して  
います。(財団助成金活用可)



## 特定人材就労推奨補助金制度（2020年度）の概要

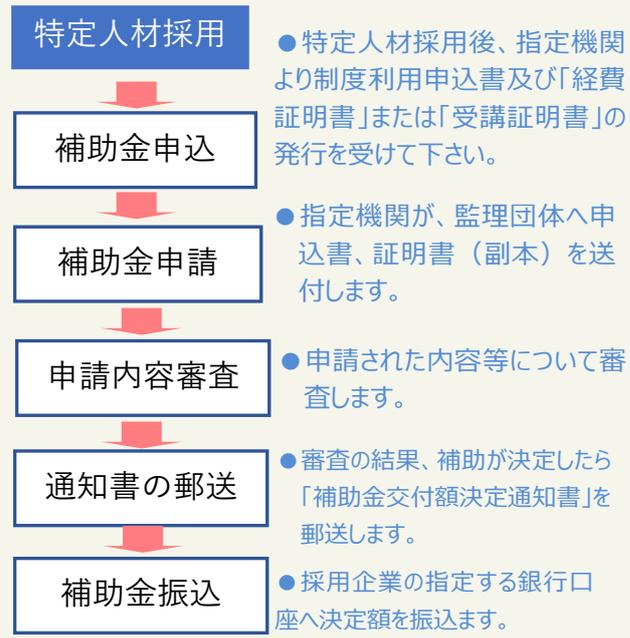
対象事業者	監理団体に所属する組合員・員外事業者（*別途要件あり）	
補助金対象 経費・指導費等	①特定人材採用経費補助金 * 就労斡旋費、雇用方式改革費	
	②特定人材職場定着指導費補助金 * 【特定人材採用企業】職場定着支援研修費、 雇用改革システム導入指導費（在宅委託システム、IT化等）	
	* 【独立開業特定人材】税務指導、開業顧問指導費等	
補助率	①特定人材採用経費補助金：就労斡旋費、雇用方式改革費の10%	
	②特定人材職場定着指導費補助金：研修費、指導料等の20%	
受給条件	制度利用賦課金*	60,000/年 年会費納付済み組合員は免除
	代理申請事務費	5,000円/社 支給額より控除納付
申請手続	指定機関より発行された「経費証明書」または「受講証明書」を監理団体へ郵送するだけで面倒な申請手続きはありません。補助金申請は、監理団体が代行します。	
特定人材採用後 指定訓練 受講	特定人材採用後、採用人材の職場定着を早期に図ることを目的として、監理団体が監修する指定訓練の受講を要します。 (JMAF財団の指定訓練助成金制度を活用できます。)	



\*員外事業者が補助金制度を利用する場合、制度利用賦課金の納付を要します。尚、制度利用賦課金、代理申請事務費は、支給補助金額から控除して納付しますので、直接納付は不要です。又、補助金支給額が10万以下の場合、納付を猶予する特例措置が適用されます。



### JMAF 特定人材就労推奨補助金制度利用の流れ



認定監理団体【(甲)第190401号】

国土交通省関東地方整備局認可(国関整建一産)第393号  
Federation of Middle Class General Construction Enterprises' Management Promotion Association  
中央建設企業経営振興事業協同組合連合会

支給機関

一般財団法人  
全国中小企業等協同組合連合財団  
Japan Middle-Class Enterprises Association Federate Foundation

● 2020年度実施制度は、JMAFのHPで確認下さい。

JMAF 財団補助金支給申請は、監理団体が要件を審査の上、代行して財団へ申請します。  
(不正受給防止)